

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第50号

職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給等に関する規則（昭和50年岩手県規則第70号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
別表（第3条の5関係）	別表（第3条の5関係）												
ア [略]	ア [略]												
イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	イ 平成18年4月1日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表												
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="165 667 772 712">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="165 712 304 1962">第3号区分</td><td data-bbox="304 712 772 1962">(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (6)～(8) [略]</td></tr><tr><td data-bbox="165 1962 304 2092">第4号区分</td><td data-bbox="304 1962 772 2092">(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の</u></td></tr></tbody></table>	[略]		第3号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (6)～(8) [略]	第4号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の</u>	<table border="1"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="857 667 1463 712">[略]</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="857 712 995 1962">第3号区分</td><td data-bbox="995 712 1463 1962">(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた給与条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例</u>」という。）の<u>教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)又は平成22年4月1日以後に適用されている給与条例</u>（以下「<u>平成22年4月以後の給与条例</u>」という。）の<u>教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例</u>（以下「<u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与等条例</u>」という。）の<u>教育職給料表又は平成22年4月1日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例</u>（以下「<u>平成22年4月以後の給与等条例</u>」という。）の<u>教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (6)～(8) [略]</td></tr><tr><td data-bbox="857 1962 995 2092">第4号区分</td><td data-bbox="995 1962 1463 2092">(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)若し</u></td></tr></tbody></table>	[略]		第3号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた給与条例</u> （以下「 <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)又は平成22年4月1日以後に適用されている給与条例</u> （以下「 <u>平成22年4月以後の給与条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例</u> （以下「 <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与等条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表又は平成22年4月1日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例</u> （以下「 <u>平成22年4月以後の給与等条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (6)～(8) [略]	第4号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)若し</u>
[略]													
第3号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (6)～(8) [略]												
第4号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の</u>												
[略]													
第3号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた給与条例</u> （以下「 <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)又は平成22年4月1日以後に適用されている給与条例</u> （以下「 <u>平成22年4月以後の給与条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた市町村立学校職員の給与等に関する条例</u> （以下「 <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与等条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表又は平成22年4月1日以後に適用されている市町村立学校職員の給与等に関する条例</u> （以下「 <u>平成22年4月以後の給与等条例</u> 」という。）の <u>教育職給料表の適用を受けていた者</u> でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの (6)～(8) [略]												
第4号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)若し</u>												

	<p>適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</p> <p>(5) <u>平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの（第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(6)～(9) [略]</p>		<p><u>くは教育職給料表(2)又は平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの（第3号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(5) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与等条例の教育職給料表又は平成22年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち知事の定めるもの（第3号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(6)～(9) [略]</p>
第5号区分	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第4号及び第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(5) <u>平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(6)～(12) [略]</p>	第5号区分	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)又は平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第4号及び第4号区分の項第4号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(5) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与等条例の教育職給料表又は平成22年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第3号区分の項第5号及び第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(6)～(12) [略]</p>
第6号区分	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの</u></p>	第6号区分	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)又は平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち知事の定めるもの</u></p>

	<p>(5) <u>平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(6)～(11) [略]</p>		<p>の</p> <p>(5) <u>平成18年4月以後平成22年3月以前の給与等条例の教育職給料表又は平成22年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(6)～(11) [略]</p>
第7号区分	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 平成18年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p>	第7号区分	<p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 平成18年4月以後<u>平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(5) 平成18年4月以後<u>平成22年3月以前の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(6) <u>平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(7) <u>平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が特2級であったもの</p> <p>(8) <u>平成22年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が2級又は3級であったものうち知事の定めるもの</p> <p>(9) <u>平成22年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者</u>でその属する職務の級が特2級であったもの</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p>

	(10) [略] (11) [略] (12) [略]		(14) [略] (15) [略] (16) [略]
第8号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月</u> 以後の給与条例の教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったもののうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月</u> 以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったものうち知事の定めるもの (6)～(12) [略]	第8号区分	(1)～(3) [略] (4) <u>平成18年4月</u> 以後平成22年3月以前の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)又は平成22年4月以後の給与条例の教育職給料表(1)若しくは教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったものうち知事の定めるもの (5) <u>平成18年4月</u> 以後平成22年3月以前の給与等条例の教育職給料表又は平成22年4月以後の給与等条例の教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級又は2級であったものうち知事の定めるもの (6)～(12) [略]
	[略]		[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。